

令和 8 年 第 1 回 (3 月)

川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

(議 案 第 3 2 号 ~ 議 案 第 6 7 号)

令和8年第1回（3月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第	32号	川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第	33号	川口市行政組織条例の一部を改正する条例……………	2
議案第	34号	川口市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例……………	3
議案第	35号	川口市行政手続条例の一部を改正する条例……………	4
議案第	36号	川口市職員定数条例の一部を改正する条例……………	6
議案第	37号	川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を 改正する条例……………	7
議案第	38号	川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例……………	8
議案第	39号	川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例……	9
議案第	40号	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例……………	10
議案第	41号	川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する 条例……………	11
議案第	42号	川口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する 条例……………	12
議案第	43号	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	15
議案第	44号	川口市介護保険条例の一部を改正する条例……………	19
議案第	45号	川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…	23
議案第	46号	川口市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例……………	24
議案第	47号	川口市奨学資金条例の一部を改正する条例……………	25
議案第	48号	川口市火災予防条例の一部を改正する条例……………	26
議案第	49号	鳩ヶ谷市の編入に伴い失効する鳩ヶ谷都市計画下水道事業受 益者負担に関する条例の規定により賦課された受益者負担金 に係る経過措置に関する条例を廃止する条例……………	28
議案第	50号	財産の処分について……………	29
議案第	51号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	30
議案第	52号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	31

議案第	53号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	32
議案第	54号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	34
議案第	55号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	36
議案第	56号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	37
議案第	57号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	38
議案第	58号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	39
議案第	59号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	41
議案第	60号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	42
議案第	61号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	43
議案第	62号	訴えの提起について（住宅使用料の請求）	44
議案第	63号	訴えの提起について（一般被保険者返納金の請求）	45
議案第	64号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）	46
議案第	65号	包括外部監査契約の締結について	47
議案第	66号	市道路線の認定について（安行第175-5号線ほか1路線）	48
議案第	67号	市道路線の廃止について（神根第298号線ほか1路線）	49

議案第 32号

川口市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

川口市監査委員に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 33号

川口市行政組織条例の一部を改正する条例

川口市行政組織条例（平成10年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条危機管理部の事務分掌に次の1号を加える。

（4）交通安全に関すること。

第2条市民生活部の事務分掌中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 34号

川口市交通安全対策協議会条例の一部を改正する条例

川口市交通安全対策協議会条例（昭和53年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民生活部」を「危機管理部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 35号

川口市行政手続条例の一部を改正する条例

川口市行政手続条例（平成11年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の川口市行政手続条例（以下「新条例」という。）第1

5条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項若しくは第29条又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 36号

川口市職員定数条例の一部を改正する条例

川口市職員定数条例（昭和45年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「589人」を「609人」に改め、同項第8号中「610人」を「616人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 37号

川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例
川口市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第17号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(12) 地方税共同機構

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 38号

川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

国民健康・栄養調査員		日額	8,000円
------------	--	----	--------

」を

「

国民健康・栄養調査員		日額	8,000円
墓地等財務状況調査専門委員		調査1件につき	12,000円

」に

改め、同表幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の学校医の項中「276,000円」を「289,800円」に、「48,000円」を「50,400円」に改め、同表幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の学校歯科医の項中「276,000円」を「289,800円」に改め、同表幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の学校薬剤師の項中「216,000円」を「226,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定（

「

国民健康・栄養調査員		日額	8,000円
------------	--	----	--------

」を

「

国民健康・栄養調査員		日額	8,000円
墓地等財務状況調査専門委員		調査1件につき	12,000円

」に

改める部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 39号

川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 川口市保健衛生関係事務手数料条例（平成29年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第17条第8号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

第2条 川口市保健衛生関係事務手数料条例の一部を次のように改正する。

第17条第8号中「第14条第13項」を「第14条第14項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年5月1日から、第2条の規定は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 40号

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第27条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 41号

川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例（平成15年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和8年10月から令和9年9月までの月分の手当の支給要件の特例）

- 5 令和8年10月から令和9年9月までの月分の手当の支給に係る第2条第2号の規定の適用については、同号中「算定されている者」とあるのは、「算定されている者（同条例附則第12条の規定により令和8年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されている者とみなされて同年度の保険料率が算定される者又はこれに相当する者として市長が認める者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 42号

川口市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 市長は、前項各号に掲げる書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

第9条第2項第1号中「墓地」の次に「又は納骨堂」を加える。

第10条第1項第1号ウ中「公益財団法人」の次に「で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定により登記された主たる事務所を5年以上市内に有するもの」を加え、同項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1項を加える。

(2) 墓地等を経営しようとする者が前号イ又はウに掲げる者である場合にあつては、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法第19条の規定により経営許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者

イ 法第22条（法第21条第1号（法第3条、第4条及び第5条第1項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

第10条第2項中「前項第5号及び第6号」を「前項第6号及び第7号」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、経営許可の申請があつた場合において必要があると認めるときは、墓地等を経営しようとする者が第1項第3号に掲げる基準に適合しているかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

第13条第1項中「速やかに」を「当該工事が完了した日から14日以内に」に改める。

第15条中「又は納骨堂若しくは火葬場の施設の拡張（墓地の面積若しくはは）」を「の面積の50パーセント以上若しくは2,000平方メートル以上の拡張、」に、

「を50パーセント以上拡張し、」を「の50パーセント以上の拡張」に、「を拡張しようとする場合に限る。）」を「の拡張」に、「者に」を「ものに」に改める。

第16条第2項中「速やかに」を「当該変更のあった日から30日以内に」に改める。

第17条中「速やかに」を「当該許可があったものとみなされた日から30日以内に」に改める。

第23条を第24条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

(名義貸しの禁止)

第19条 墓地等の経営者は、自己の名義をもって、他人に墓地等の経営を行わせてはならない。

別表第2納骨堂の項第1号に次のただし書を加える。

ただし、納骨堂を墓地の区域内に設置する場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

別表第2納骨堂の項第4号に次のただし書を加える。

ただし、納骨装置の存する場所への立入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「新条例」という。）第10条（川口市墓地等の経営の許可等に関する条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる経営許可又は変更許可の申請に係る許可を行う場合について適用し、施行日前にされた経営許可又は変更許可の申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

3 新条例第9条及び前項の規定にかかわらず、施行日以後にされる経営許可又は変更許可の申請であって、施行日前にこの条例による改正前の川口市墓地等の経

営の許可等に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条（旧条例第15条において準用する場合を含む。）の規定による協議が行われているものの当該申請に係る許可の方法及び基準については、なお従前の例による。

- 4 新条例第15条の規定は、施行日以後に変更許可の申請をする場合について適用し、施行日前に変更許可の申請をした場合については、なお従前の例による。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 43号

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同項ただし書中「240,000円」を「260,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第4条中「28,000円」を「44,000円」に改める。

第5条中「100分の2.5」を「100分の2.78」に改める。

第6条中「9,000円」を「16,000円」に改める。

第7条中「100分の1.3」を「100分の2.36」に改める。

第8条中「13,000円」を「17,000円」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,500円とする。

第22条第1項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「170,000円)」の次に「及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「19,600円」を「30,800円」に改め、同号イ中「6,300円」を「11,200円」に改め、同号ウ中「9,100円」を「11,900円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 1,050円
第22条第1項第2号ア中「14,000円」を「22,000円」に改め、同号イ中「4,500円」を「8,000円」に改め、同号ウ中「6,500円」を「8,500円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 750円
第22条第1項第3号ア中「5,600円」を「8,800円」に改め、同号イ中「1,800円」を「3,200円」に改め、同号ウ中「2,600円」を「3,400円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(2項世帯主を除く。)1人について 300円
第22条第2項第1号ア中「4,200円」を「6,600円」に改め、同号イ中「7,000円」を「11,000円」に改め、同号ウ中「11,200円」を「17,600円」に改め、同号エ中「14,000円」を「22,000円」に

改め、同項第2号ア中「1, 350円」を「2, 400円」に改め、同号イ中「2, 250円」を「4, 000円」に改め、同号ウ中「3, 600円」を「6, 400円」に改め、同号エ中「4, 500円」を「8, 000円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、次のアからエまでに掲げる世帯の区分に応じ、当該アからエまでに定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 225円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 375円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

第22条第3項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第2項中「及び」を「、介護保険法」に、「並びに」を「、介護保険法」と、「及び」とあるのは「並びに」に改める。

附則第4項、第5項及び第7項から第14項までの規定中「第7条」の次に「、第8条の2」を加える。

附則に次の1項を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の特例)

21 当分の間、第8条の3に規定する被保険者均等割額には、第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額を含むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 44号

川口市介護保険条例の一部を改正する条例

川口市介護保険条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号ア中「この項」を「この条及び第12条第1項」に改める。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）及び第12条第1項の規定の適用については、第4条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）及び第12条第1項の規定の適用については、第4条第6号ア中「租税特別措置法」

とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第4条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）及び第12条第1項の規定の適用については、第4条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

- (1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されて

いる者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「旧所得税法別表第5」という。）の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、川口市税条例（昭和29年条例第11号）第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、川口市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、川口市税条例第24条第2項に規定する金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を旧所得税法別表第5の給与等の金額として、旧所得税法別表第5により当該金額に応じて求めた旧所得税法別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 45号

川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川口市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 46号

川口市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例

川口市立幼稚園保育料徴収条例（昭和31年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第9条第1項に規定する教育・保育給付認定子ども」を「第27条第1項に規定する教育認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 47号

川口市奨学資金条例の一部を改正する条例

川口市奨学資金条例（平成25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は専門課程」を「若しくは専門課程又は専攻科」に改める。

第5条の表大学の項中「短期大学及び」を「短期大学並びに」に改め、「専門課程」の次に「及び専攻科」を加える。

第21条中「前項」を「前条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 48号

川口市火災予防条例の一部を改正する条例

川口市火災予防条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡 村 ゆ り 子

議案第 49号

鳩ヶ谷市の編入に伴い失効する鳩ヶ谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定により賦課された受益者負担金に係る経過措置に関する条例を廃止する条例

鳩ヶ谷市の編入に伴い失効する鳩ヶ谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定により賦課された受益者負担金に係る経過措置に関する条例（平成23年条例第127号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 50号

財産の処分について

次のとおり財産を処分するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------------|
| 1 | 財産の種類別 | 土地 |
| 2 | 所在地 | 川口市並木1丁目285番1 |
| 3 | 面積 | 15,186.51平方メートル |
| 4 | 処分予定価格 | 2,436,000,000円 |
| 5 | 処分の相手方 | 東京都中央区日本橋室町1丁目1番8号
大栄不動産株式会社 |

代表取締役 小林 義 信

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 51号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 A氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 52号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

さいたま市在住 B氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 53号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金及び母子福祉資金償還金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都品川区在住 C氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金及び母子福祉資金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息並びに母子福祉資金償還金及びこれに係る違約金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金及び母子福祉資金償還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

(2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 54号

訴えの提起について

一般被保険者返納金、放課後児童クラブ利用料、学校給食費及び保育所給食費に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 D氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金、放課後児童クラブ利用料、学校給食費及び保育所給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金並びに放課後児童クラブ利用料、学校給食費及び保育所給食費並びにこれらに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金、放課後児童クラブ利用料、学校給食費及び保育所給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

(2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 55号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 E氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 56号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 F氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 57号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都葛飾区在住 G氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 58号

訴えの提起について

母子福祉資金償還金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 H氏

I氏

2 事件の内容

上記の者は、母子福祉資金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し母子福祉資金償還金及びこれに係る違約金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から母子福祉資金償還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 59号

訴えの提起について

児童扶養手当返還金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

さいたま市在住 J氏

2 事件の内容

上記の者は、児童扶養手当返還金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し児童扶養手当返還金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から児童扶養手当返還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 60号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 K氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 61号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 L氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となった場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 62号

訴えの提起について

住宅使用料の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

蕨市在住 M氏

東京都足立区在住 N氏

2 事件の内容

上記の者は、住宅使用料について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し住宅使用料及びこれに係る延滞金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から住宅使用料を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 63号

訴えの提起について

一般被保険者返納金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

神奈川県三浦市在住 ○氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 64号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

長野県上伊那郡宮田村在住 P氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

議案第 65号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和8年4月1日
- 3 契約の金額 13,232,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 埼玉県さいたま市南区別所7丁目6番8-2805号

公認会計士 柴田英樹

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村ゆり子

議案第 66号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)	
安 行 第175-5号線	大字安行領家字前5番18地先	大字安行領家字前5番16地先		5.0	127.3	①
安 行 第175-6号線	大字安行原字小清水2479番1地先	大字安行領家字前1番2地先		4.0	96.7	②

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

認定路線位置概図



議案第 67号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)	
神 根 第298号線	大字東内野字前町303番1地先	大字東内野字前町307番地先		1.8	52.2	①
神 根 第303号線	大字東内野字前町348番1地先	大字東内野字前町314番地先		0.9	23.3	②

令和8年2月24日提出

川口市長 岡村 ゆり子

廃止路線位置概図

